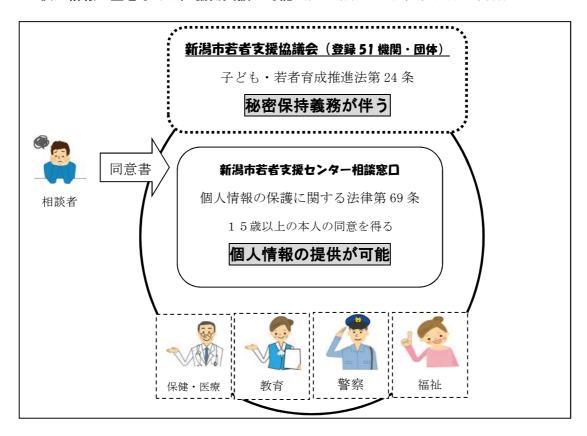
## 新潟市若者支援協議会における個人情報の取扱について

1 個人情報の壁をなくし、協働支援が可能(個人情報の提供,秘密保持義務)



## 2 協働支援について

## (1) 新潟市若者支援センターからの協働支援依頼の場合

- ① 本人の場合(15歳以上)は、本人の同意を得ることで可能。
- ② 家族が同意した場合は、家族から本人の情報は収集し、登録機関・団体へ提供することができる。
- ③ 家族以外(教員など)は相談受付ができない。ただし、本人または家族に登録機関・団体の紹介はできる。また本人または家族にオールを紹介し、本人または家族が相談受付に出向くよう促すことができる。

## (2) 登録機関・団体からの協働支援申請の場合

登録機関・団体からオールへの個人情報の提供は、各機関・団体の規定または様式によるが、オールが本人または家族から同意を得ることによって、登録機関・団体と情報を共有することができる。但し、情報については提供する機関・団体が責任を負う。